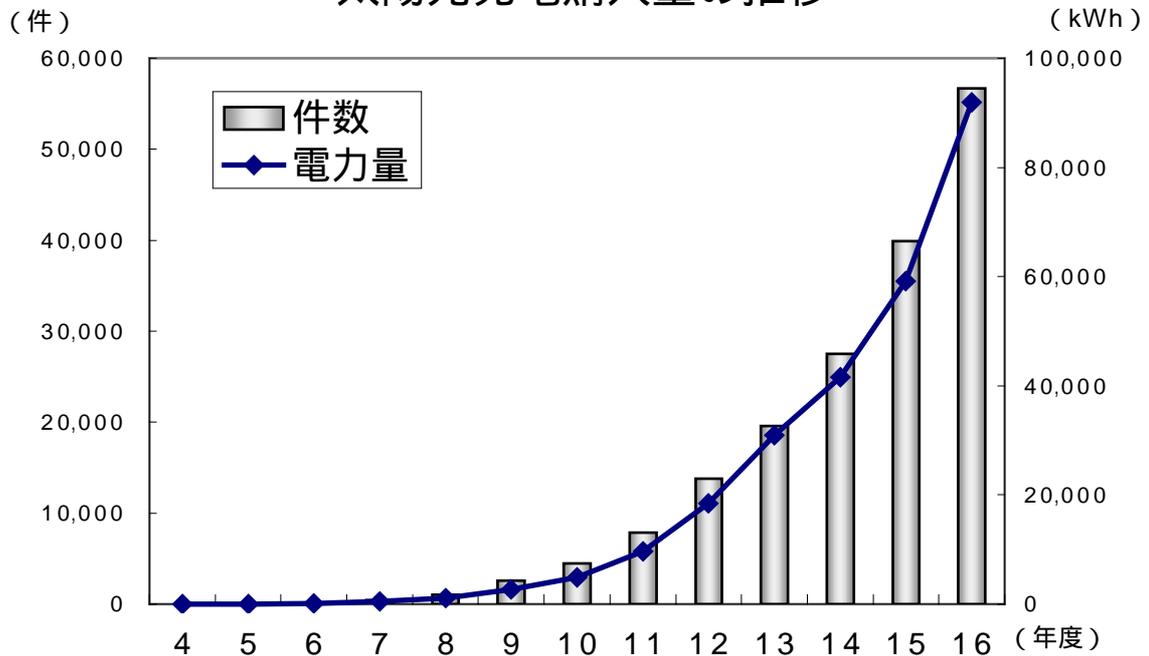


東京電力の太陽光発電における余剰電力購入の実績

東京電力では、平成 4 年度よりお客さまが保有する太陽光発電設備からの余剰電力を、当社の電力量料金単価と同額で購入しています。平成 16 年度は、約 57,000 件のお客さまから、約 9,200 万 kWh の余剰電力を購入しました。

太陽光発電購入量の推移



太陽光・風力発電からの余剰電力購入について

太陽光発電・風力発電設備を設置されるお客さまで、余剰電力が生じる場合は、ご希望により購入いたします。

＜余剰電力の購入単価＞

当社がお客さまに販売している電気料金の電力量料金単価相当で購入いたします。

お客さまのご契約種別	購入単価(円/kWh)	備 考
従量電灯 B・C	3 段	21.13
	2 段	19.66
	1 段	14.82
時間帯別電灯 [夜間 8 時間型] (おトクなナイト 8)	3 段	26.85
	2 段	25.00
	1 段	18.85
時間帯別電灯 [夜間 10 時間型] (おトクなナイト 10)	3 段	29.80
	2 段	27.70
	1 段	20.90
季節別時間帯別電灯 (電化上手)		25.00
低圧高負荷契約	夏 季	12.45
	その他季	11.30
業務用電力 (6kV)	夏 季	11.08
	その他季	10.07
低圧電力	夏 季	9.98
	その他季	9.07
高圧電力 A	夏 季	10.19
	その他季	9.26

購入単価が 3 段階で示されているものについては、当該月の電気使用量の 3 段階区分にそって、上から 3 段 2 段 1 段と順に適用いたします。

< 従量電灯 B のお客さまの場合 >
 例：使用量 320kWh
 余剰電力量 100kWh

お客さまにお支払いする余剰購入料金

kWh

0 120 300 320

← 使用量 320kWh

← 余剰電力量 100kWh

時間帯別電灯 (おトクなナイト 8・10)、季節別時間帯別電灯 (電化上手) のお客さまで、風力発電による余剰電力の購入を希望される場合は、購入用計器として時間帯区分可能な計器を設置し、該当する契約種別の時間帯区分に応じた電力量料金単価により購入いたします。

夏季は 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間といたします。

* 他のご契約種別については、お問い合わせください。なお、上記の購入単価は、電気供給約款または選択約款の各契約種別の電力量料金の燃料費調整に準じて、四半期ごとに調整いたします。

* 供給約款および選択約款の料金改定を行う場合は、上記の購入単価について変更いたします。

＜当社電力系統への連系について＞

当社の電力系統への連系に際しては、資源エネルギー庁監修の系統連系技術要件ガイドラインによります。

詳しくは当社までご相談ください。

＜新エネルギー等電気の帰属について＞

当社が受給した電力は、当社が「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における新エネルギー等電気として利用するものといたします。(同法における新エネルギー等発電設備として、経済産業大臣の認定を受けていただきます。)

＜適用期間＞

平成 16 年 10 月 1 日から適用いたします。

東京電力株式会社